

浅口市ひとり親家庭等医療費給付条例及び浅口市心身障害者医療費給付
条例の一部を改正する条例

令和6年9月26日

条例第24号

(浅口市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正)

第1条 浅口市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年浅口市条例第115号)の
一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び第9条ただし書」を削る。

第9条を次のように改める。

(受給資格証の提示)

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする
る病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)の
から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める
方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示
等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。

(浅口市心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第2条 浅口市心身障害者医療費給付条例(平成18年浅口市条例第121号)の一部
を次のように改正する。

第4条第2項中「及び第9条ただし書」を削る。

第9条を次のように改める。

(受給資格証の提示)

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする
る病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)の
から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める
方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示
等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。